にあっては当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては当該連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条の四第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条第一項第九号、第三十七条第三項及び第五十一条第一項第十一号において同じ。）の総株主等の議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12　第七項及び第十項の規定にかかわらず、連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に定める議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式等に係る議決権　十年

二　［略］

［13～19　略］

（連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十二条　連合会は、法第八十七条の三第四項（法第八十七条の三第六項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

［四～六　略］

［2～4　略］

（特例対象会社）

第三十七条　法第八十七条の四第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任

一　中小企業者の発行する株式等に係る議決権　五年

二　［同上］

［13～19　同上］

（連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　当該連合会及びその子会社等（第六条に規定する者をいう。第四十二条の四第二項第二号及び第四十八条第三項を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　同上］

［四～六　同上］

［2～4　同上］

（特例対象会社）

第三十七条　法第八十七条の四第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任